

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

市内に民間路線バスが運行していない地域からの脱却と、市内全体が交通空白地域と化している現状を解消するため「法定協議会」並びに「地域公共交通会議」を適切に開催し3か年の計画事業に沿って実施した。初年度は、路線バス事業者から車両を借用しバスによる1年間の実証運行を行った。実証運行では3ヶ月毎の検証と6ヶ月毎の見直しを実施し要否の検討を行い1部の路線を除き本格運行に移行した。2年度目では、利便性の向上に向けた取組みとして、本格運行に移行した路線で運行する車両を3台(小型低床バス)購入し利用しやすい環境整備を整えた。最終年度では、全てのバスが発着する、市役所前にバス待合所の施設整備を行い利便性の向上に努めた。乗合いタクシー事業では、利用者も少なく多額の経費が掛かっている夷隅乗合タクシー運行事業を総体的に見直す作業を実施した。見直しは、「夷隅乗合いタクシー運行委員会」で根本から見直し協議を重ねるとともに「法定協議会」並びに「地域公共交通会議」に諮り事業全般の経費の削減を含め大幅な見直しを実施した。さらに、利便性の向上に向けた取組みとして10人乗りワンボックス車両2台(自動ドア・自動ステップ付)を購入し新たな運行を開始し利用者から好評を得ている。

事業は平成22年度で終了するが、「地域公共交通活性化・再生総合事業」で、市の交通基盤整備が整ったと言える。さらに、市の単独事業では多額の経費が掛かるため本事業は実施出来なかったと考えられる。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

平成19年度に市内交通システム樹立のため「市内交通システム調査委員会」を設置し、3町合併後の新たな交通網整備計画を策定し平成19年12月1日から平成20年11月30日までの1年間、バスによる実証運行を開始した。平成20年3月に法定協議会設立に伴い交通政策事業は法定協議会に継承された。平成20年度、法定協議会において実証運行期間中に利用状況の検証、路線の検証、タイヤの検証、列車との接続の検証、停留所設置箇所の検証を行い本格運行に移行する路線、またやむなく実証運行期間中で終了する路線の検討を行った。実証運行終了後も利用者が少なく増加する見込みの無い路線は、実証運行期間で終了した。終了した路線は音羽線、古沢線、夷隅線である。

また、実証運行期間で比較的用户が多かった、市内循環線、東線、浪花線、大原・国吉線、東海線、布施線、大原線は法定協議会において利用者が今後増える見込みと市民の交通手段確保のため、平成20年12月1日から本格運行に移行した。運行に使用するバス車両については、当初バスが運行していることを市民に周知する目的と運行経費の軽減を図る目的で、事業者から中型バスを借用して運行を行っていた。平成21年度は法定協議会において、バスが市内に運行している当初の目的は達成されたことと借用している車両は旧型でステップが多く障害者、高齢者が乗降しにくい車両であるため、利用者の利便性の向上と環境にもやさしい新型車両の導入について法定協議会で検討を行った。

法定協議会での検討結果は、連携計画書に記載されているとおり、地域の実状と利用者が便利に利用できる小型ノンステップバス3台の購入で一致し平成21年12月1日から新型車両での運行を開始した。新型車両での運行路線は、市内循環線、東線、浪花線である。大原・国吉線、東海線、布施線、大原線については、運行当初と変わらず15人乗りのワゴン車を使用した運行を継続している。

また、懸案事項であった夷隅乗合タクシーの運行継続については、「夷隅乗合タクシー運行委員会」並びに「法定協議会」で事業の検証を行い、経費の削減と利便性の向上に向け、運行体系の見直しを実施し、高齢者が利用しやすい環境整備を行った。運行車両については、タクシー会社所有のセダン型車両を使用していたが、10人乗りワゴン車2台(自動ドア・自動ステップ付)を購入し平成22年12月1日から名称も新たに「デマンド交通だれでもいそme」の運行を開始した。

その他の交通関連事業では、小型ノンステップバス導入に合わせ、高齢者や障害者の利用促進を図るため、心のバリアフリーを目指した交通バリアフリー教室を千葉運輸支局共催で平成21年12月18日に開催した。さらに、国土交通省政策統括官付参事官室の事業で「あらゆる歩行者が移動に関連する情報をいつでもどこでも手に入れることができるまちづくりを目指す」モビリティサポートモデル事業を実施している。平成22年度事業では、JR大原駅にエレベーターの設置を計画しソフト・ハードと両面で利便性向上に向け各種交通政策事業と連携を図り事業に取り組んでいる。

平成20年度のバス利用者は、市内循環線21,600人、大原巡回バス16,453人、いすみシャトルバス34,420人合計72,473人である。

平成21年度では、市内循環線29,240人、大原巡回バス16,671人、いすみシャトルバス28,134人 合計74,045人である。

市内循環線の、平成20年度と平成21年度を比較すると7,640人の増であり平成22年度においても確実に利用者が増加している状況である。

Ⅲ 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

平成19年12月から平成20年11月末まで実施した実証運行期間中に、事業全体の検証を3ヶ月毎、またダイヤの見直しを6ヶ月毎に実施し、利便性の向上と利用者の増加に努めると共に月毎の利用実績を検証し、法定協議会において事業評価を実施した。

さらに、利用者の意見を聴取するため運行車両にご意見箱を設置し利便性の向上に役立てた。その他、現状を把握するため定期的にバスに乗車し、利用者及び運転手から生の声を聞き改善の際に役立てている。平成21年度は環境保全対策並びに利用者に対する利便性の向上と利用客増加に向けた取組として小型ノンステップバスを3台購入し市民・利用者からは好評であり利用者も増加している。平成22年度では、利用者の増加に向けた対策として、「夷隅乗合タクシー」の運行を根本から見直し10人乗りワゴン車2台(自動ドア・自動ステップ付)を購入し平成22年12月1日から新たな運行として「デマンド交通だれでもイスme」の運行を開始し好評である。また、バスが発着する市役所大原庁舎前にバス待合所を整備し利便性の向上に取り組む事業を実施している。

3年の間「法定協議会」を開催し、事業実績の報告と検証を行い、新事業の実施にあたっては協議を重ね事業を展開しており事業評価も適切に実施した。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

実証運行開始時の平成19年12月の利用実績と平成22年10月の利用実績を比較すると、市内循環線が27.67%の増加、大原巡回(東線・浪花線)バスが16.45%の増加であり法定協議会において本事業は、適切な事業と判断している。

また、利用者については当初の計画どおり遠距離通学の児童・生徒・学生の交通事故防止対策・防犯対策、高齢者の買物等の移動支援、高齢者の交通事故防止対策、通院者の移動支援、合併によるメリットの拡充、地域交流の一躍を担っており本事業は当初の目標を達成した。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
<p>① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>法定協議会において、1年間の実証運行期間中3ヶ月毎に運行全体の検証と利用者からの聞き取り調査を実施、6ヶ月毎にダイヤの見直しを行い利用客増加に向けた取組を実施し、利便性の向上を図り平成20年12月1日に本格運行に移行した。</p> <p>平成21年度は、更なる利便性の向上と環境対策に向けた取組として、小型ノンステップバスを購入し本事業を継続するものである。「夷隅乗合いタクシー」運行事業についても現在まで行ってきた事業を根本から見直し平成21年3月から利便性の向上に取組み平成22年12月1日に新たに「デマンド交通だれでもイスme」を本格運行させた。</p>
2 事業の実施環境
<p>① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>当該事業は、平成19年12月1日から1年間の実証運行を実施。実証運行期間中は検証と見直しを行い平成20年12月1日から本格運行に移行し事業を継続している。</p> <p>財源については、平成21年度実績で運行経費の38%の運賃収入があり目標であった30%を超えており本事業は目標を達成した。運行に要する不足経費については市の負担とし本事業を継続している。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。</p> <p>バス運行については、住民による啓発活動や協力金の拠出が実施されていない。運行経費については市の負担とし運行を継続している。</p> <p>「デマンド交通だれでもイスme」の運行については、地域の住民が積極的に利用促進と啓発活動等を行っている。</p>

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。</p> <p>法定協議会の運営要領が、平成20年度の第1回目の同協議会で決定され、制定されており、法定協議会での審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項と記載されており運営要領のとおり実施している。</p> <p>また「デマンド交通だれでもイスme」については、地域住民の積極的な意見を取り入れるため「デマンド交通運行委員会」を設置し審議を重ねている。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。</p> <p>いすみ市地域公共交通活性化協議会の構成員は、「旧いすみ市市内交通システム調査委員会」のから元夷隅地区区長協議会の会長、元大原地区区長会の会長、元岬地区区長会の会長、いすみ市商工会の会長、いすみ市商工会の副会長が含まれている。その他、事業の検証を実施する上でバス利用者が集まる商店街の無料休憩所に出向き利用者の声を聴取し意見を反映させている。さらに定期的にバスに乗車し運転手、利用者から意見を聴取し事業に反映させている。</p>

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

「法定協議会」並びに「地域公共交通会議」を試行運行当初から適切に開催しており事業の検証、見直し、改正等の審議を行っている。平成23年度事業では大原巡回バス(大原・国吉線、東海線、大原線、布施線)の増車、増便計画と市内循環線の増車・増便計画を予定しており平成23年1月24日に「法定協議会」並びに「地域公共交通会議」を開催し審議を行う予定である。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能である。
議事録は市のホームページにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に沿って協議会の議事録が開示公開されている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

連携計画に記載されている3か年の計画事業は今年度ですべて実施し目標も達成した。
翌年度以降も引き続き法定協議会で、交通政策について検証を行い利便性の向上に努める。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

